

令和 8 年 7 月 1 7 日

関係者各位

青森県経済産業部経済産業政策課長

条件付き一般競争入札実施公告

下記の工事については、条件付き一般競争入札（一般型（単体））により契約を締結しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「政令」という。）第 1 6 7 条の 6 第 1 項の規定により公告します。

記

1 競争入札に付する事項

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| (1) 事業区分 | 公共事業（県営鉱害防止事業） |
| (2) 工事番号 | 青経産（水）第 4 号 |
| (3) 工事名 | 大揚鉱山坑廃水处理施設維持補修工事 |
| (4) 工事場所 | むつ市川内町家ノ上地内 |
| (5) 工期 | 令和 9 年 3 月 2 6 日まで |
| (6) 工事の内容 | 大揚鉱山 坑廃水处理施設維持補修 1 式 |
| (7) 予定価格 | 3 8, 1 8 1, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税含む） |

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次の各号に該当することについて、あらかじめ、3 に定めるところにより審査を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 青森県財務規則（昭和 39 年 3 月青森県規則第 10 号）第 128 条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成 2 年 3 月青森県規則第 18 号。以下「参加資格規則」という。）第 5 条第 1 項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された者又は同条第 4 項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定したものとみなされた者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 本県に本店、支店又は営業所を有している。
- (6) 参加資格規則第 6 条第 1 項の規定により、機械器具設置工事に決定されていること。

- (7) 労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）及び社会保険（健康保険及び厚生年金保険又は船員保険をいう。）に加入し、かつ、保険料の滞納がないこと。
- (8) 青森県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (9) 建設業法第 26 条に規定する専任の主任技術者又は監理技術者を設置することができること。ただし、主任技術者にあつては、1・2 級相当の国家資格等を有する者に限る。
- (10) 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、青森県建設業者等指名停止要領（平成 2 年 6 月 28 日付け青監第 633 号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を受けていないこと。
- (11) 参加資格規則第 5 条第 1 項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第 9 号から第 15 号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に指名停止要領に基づく知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がないこと。
- (12) 警察当局から、知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続していないこと。

3 資格の審査

入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、あらかじめ、2 に定める資格を有することについて、次に従い、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

- (1) 提出期限 令和 8 年 7 月 27 日（月）12：00（正午）まで（持参に限る）
- (2) 提出部数 1 部
- (3) 提出場所 青森県 経済産業部 経済産業政策課 鉾山保安グループ
住所 青森県青森市長島 1 丁目 1－1
電話 017-734-9393（直通）
- (4) その他
 - ア 申請書の内容について、別途意見を聴取することがある。
 - イ 資格の審査結果については、申請者に対して、別に通知する。
 - ウ 2 に定める資格を認められなかった者は、イの通知を受けた日の翌日から 3 日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年 12 月 13 日法律第 91 号）第 1 条で規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）以内に、書面をもって、その理由の説明を求めることができる。
 - エ 提出した申請書の差替えは、原則として認めない。
 - オ 申請書の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
 - カ 申請書は、提出者に無断で他の用途に使用しない。
 - キ 提出された申請書は、返却しない。

4 設計図書の縦覧

(1) 設計図書及び契約書案の縦覧

- ア 日時 令和 8 年 7 月 21 日（火）から 令和 8 年 8 月 17 日（月）まで
- イ 場所 （電子ファイル）青森県建設業ポータルサイト
<http://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/>

(2) その他

設計図書に対して質問がある場合は、令和8年8月14日（金）12：00（正午）までに書面により青森県経済産業部経済産業政策課鉱山保安グループに提出すること。

5 現場説明 なし

6 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年8月18日（火）午後1：30
- (2) 場所 県庁北棟2階213会議室
- (3) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者に決定する。ただし、当該価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき、又は当該者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込をした者を落札者とすることがある。

7 入札執行回数 原則として1回を限度とする。

8 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。（青森県財務規則第132条第1項第2号）
- (2) 契約保証金

ア 契約金額の10分の1（契約金額が500万円を超えない場合にあつては、100分の5）以上の契約保証金を納付させ、又は当該契約保証金の納付に代わる担保を提供させるものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

（ア） 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

（イ） 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

（ウ） 契約保証金に代え、次に掲げる有価証券等を提供したとき。

（i）国債又は地方債

（ii）政府の保証のある債券

（iii）金融機関が振り出し又は支払い保証をした小切手

（iv）銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券

（v）銀行若しくは知事が確実と認めた金融機関の保証又は保証事業会社の保証

イ アにかかわらず、青森県低入札価格調査制度運用マニュアル（平成13年10月1日付け青監第888号）による調査を受けた者との契約については、契約金額の10分の3以上の契約保証金を納付させ、又は当該契約保証金の納付に代わる担保を提供させるものとする。ただし、契約金額の10分の3以上に相当する額について、アの（ア）又は（イ）のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

9 契約の締結

- (1) 落札決定の日から7日以内に契約を締結する。
- (2) 落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合、指名停止要領に基づく知事の指名停止の措置を受けている場合又は指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実があった場合には、当該請負契約を締結しない。

10 入札条件

- (1) 青森県財務規則に定める入札者心得書を遵守すること。
- (2) 入札参加者は、入札金額の内訳を明らかにした工事費内訳書（設計図書（建築・営繕工事等）にあつては、数量公開における種目別内訳書及び科目別内訳書）に規定する工事内容の数量及び金額を示したもの）を提出すること。

11 入札書記載金額等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書の余白に備考として次のように記載すること。

備考 入札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）である。

12 その他

(1) 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札（開札後、配置予定の主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定監理技術者等」という。）を配置できなくなったときを含む。）、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(2) 配置予定監理技術者等の確認

ア 発注者は、開札の結果、落札候補者に対して、申請書及び技術提案書に記載された配置予定技術者等が配置可能であるか照会するので、速やかに回答すること。この場合において、配置予定監理技術者等を配置できなくなったときは、「（別紙1）申出書」を提出すること。

イ 落札者は、契約締結時の技術者配置状況表を提出すること。

ウ 落札者決定後、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する工事实績情報システム（CORINS）等により配置予定監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

エ 令和7年2月1日から青森県建設工事技術者等設置取扱マニュアルが一部改正され、同日から施行されたので、現場代理人、主任技術者、監理技術者、特例監理技術

者及び監理技術者補佐の配置については十分留意すること。

【参考】青森県建設業ポータルサイト <http://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/>

(3) 低入札価格調査制度対象工事

次の事項に留意の上、入札すること。

ア 建設工事に係る入札における低入札価格調査基準価格の設定

イ 低入札価格調査制度における数値的判断基準の設定

ウ 調査基準価格未滿工事施工中の者の新たな調査基準価格未滿の入札の制限

【参考】青森県建設業ポータルサイト

<http://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/index.html>

(4) 請負金額が100万円以上の工事については、請負者は、契約締結時に、中間前金払又は部分払のいずれかを選択することとし、契約締結後の変更は認めない。

(継続費又は債務負担行為に係る契約の場合においては、「請負代金額が100万円以上の工事」を「いずれかの年度において、100万円以上の請負代金額の支払限度額がある工事」と読み替える。)

1 3 担当課（公所）及び所在地

- (1) 名 称 青森県 経済産業部 経済産業政策課 鉱山保安グループ
- (2) 場 所 青森県青森市長島1丁目1-1
- 電 話 017-734-9393（直通）

(別紙1)

青森県 経済産業部

経済産業政策課 鉱山保安G行

FAX 017-734-8106

令和 年 月 日

青森県経済産業部経済産業政策課長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名
連絡先電話

申 出 書

入札書提出済みの下記工事については、配置予定監理技術者等を配置できなくなりましたので、申し出ます。

記

1 工 事 番 号	青経産（水）第 4 号
2 工 事 名	大揚鉱山坑廃水処理施設維持補修工事
3 公 告 日	令和 年 月 日

以上

留意事項

- (1) 本申出書は、発注者が落札候補者に対して、申請書に記載された配置予定監理技術者等を配置できるか照会する際に、配置できなくなった場合にのみ提出すること。
- (2) 回答期限は、発注者が照会時に示した日時までとし、ファックスで回答すること。
- (3) 本申出書には、会社印、代表取締役印の押印等は不要とする。担当者氏名のみ、押印すること（署名した場合を除く）。
- (4) 入札書により入札する場合は、応札状況に関わらず、申出書を持参すること。